国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日　国土交通大臣　石井　啓一

一、国土調査（補助基準点測量）の実施計画の国土交通大臣承認年月日　平成二十八年四月二十日

二、調査を行う者の名称　国土交通省

三、調査地域

千葉県東金市、印旛郡栄町

三重県伊勢市

和歌山県和歌山市

高知県高知市

四、調査期間　国土交通大臣承認の日から平成二十九年三月三十一日まで

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十八年四月二十日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成二十八年五月六日　国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
浜田市	医療センター移転に伴い作成した地図及び境界確定測量成果簿	浜田市黒川町の一部
小川町	小川消防署用地実測図及び小川小学校区調査簿	比企郡小川町大字小川の一部
浜松市	浜北区貢布祢確定測量図及び調査簿	浜松市浜北区貢布祢の一部
群馬県	板倉ニュータウン確定測量図及び調査簿	海岸楽郡板倉町朝日野四丁目・老瀬の各一部
地再開発組合第一地区市街北品川五丁目第一地区市街再開発組合	品川区北品川五丁目２２番１、２番１、５２・５５６５番１、５６６番７、６６番５、９５番７１、７２番１、８６番３、４５番１、２６６番１、８８番２、５５番１、６６１番１、５２６５番１、５７０５番１、６５番１、７２